

パネルディスカッション（セッションⅠ）

司会：小風秀雅（お茶の水女子大学教授）
パネリスト：荒野泰典（立教大学名誉教授）、
古結諒子（お茶の水女子大学RF）、季武嘉也（創価大学教授）

小風 それでは時間になりましたので、ディスカッションに入りたいと思います。ご質問がありましたら、その都度お願いします。質問用紙の他に何か細かいこと、事実関係などでご質問があれば、今お受けしますがよろしいですか。

それでは最初に出していただいた質問にお答えすることと併せて、言い足りなかったこと、また他のパネリストの発言・報告を聞いて考えたことなど簡単にまとめていただきたいと思います。それでは荒野さんから、よろしくお願いします。

荒野 はい。ご質問いただいてありがとうございます。一橋大学の赤嶺さんからですね。「鎖国と開国」という言葉が定着したと島国根性という言葉が誕生したことに、どのような関係を見いだすことが可能でしょうか。あるいは無関係な現象でしょうか」と。島国根性という言葉がいつ頃誕生して定着したのかということは、ちょっと私は調べてないので分からないのですが、もし簡単に説明いただければ。

赤嶺 ありがとうございます。一橋大学の赤嶺です。小学館の国語大辞典によると、田山花袋の『東京の三十年』の中に出てくるという記述があるんですね。ですから、第1次世界大戦が終わった直後ぐらいではないかなと思うのですが、ですから、先生のおっしゃった開国と鎖国が定着したときよりもちょっと後の時代になると思うのですが、その間に国家主義だとか、いろんな現象があると思うのですが、無関係とは思えな

いのですけれども、そこからどういうふうにつながるか僕もちょっと分からなくて、質問をさせていただいた次第です。

荒野 ありがとうございます。今ご説明いただいて、多分密接な関係があるのではないかと思います。「鎖国・開国」言説が日本に受容され、定着する経緯を私は次のように考えています。「鎖国・開国」という2つの相反する価値を持った言葉の組み合わせ（対偶関係）は、まずヨーロッパにおいて形成されますが、2つの言葉はそれぞれに日本に受容され、日清戦争の頃、つまり明治政府の外交的な「成功」が目に見えるようになるとともに、負のイメージの「鎖国」と、プラスイメージの「開国」のペアから成る言説、つまり対偶関係にある2つの言説のペア、「鎖国・開国」言説として定着します。その言説論的な意味の一つは、国民の尻をたたく（政府の望む方向に駆り立てる）ということだったと思うのです。近世までは鎖国していて欧米列強に遅れた、近代に入って開国したのだから、少々のことは我慢して、富国強兵あるいは欧米諸国に追いつくために頑張らなければならない、そういう駆り立て方ですね。そう考えると、「島国根性」という言い方も、狭い料簡を捨てて広く世界を見るべきというような、「鎖国・開国」と同じベクトルを持った言説ではなかろうか、と思われまして。いいご指摘、ありがとうございました。

そのような表現や言説は、日本の近代化と共に生み出され、社会に定着していくケースがかなり

あるように思います。例えば日本の「表・裏」という言説もそうですね。「島国根性」が定着する頃に、やはり裏日本・表日本という言い方が定着したことが、最近の研究で明らかにされている。ということなどを勘案すると、このような言葉、つまり言説の成立と定着の過程は、それを生み出し、定着させた時代の歴史的性格を語るもう一つの史実であると考えることが必要ではないかと、私は考えます。言説であって、史実ではないと切りすてるのではなく。

ちなみにその日本の「表裏」という言説ですが、私の子ども世代は知らない。私たちの世代では常識だったことが、いつの間にか歴史や社会科の記述から削除されている。そのために、かつて日本列島を「裏・表」で表現した時代があったという歴史自体が削除されて、次の時代には伝えられない。言葉狩りの問題性を示す事例の1つなのです。実は、「鎖国」という言葉も、「表・裏」と同じような末路を辿る可能性があります。ご存知とは思いますが、たしか2009年の文科省の教科書指導要領から「鎖国」が消え、その一方で「開国」が残っているというちぐはぐなことが起きています。「鎖国」が史実ではないと認定されたためでしょうが、このような場合、何の説明もなく「鎖国」が教科書から消えてしまいます。そのようにして、すでに「慶安の御触書」も消えて、跡形もありません。「開国」も史実と言うよりは、典型的な言説の一つですが、明治以後の日本人（や欧米人、中国・朝鮮人など）が、ごく最近まで、「開国」との組み合わせで考えたこと、そしてそれぞれのアイデンティティの一つとしていたこと自体はまぎれもない史実です。それは近世の特徴としてではなく、近代の特質の1つとして叙述されるべきです。言説論はそのための方法の基礎になると私は考えています。すなわち、近世日本の国際関係を実態に即して再構成すると同時に、それが「鎖国・開国」言説として語られてきたことを近・現代日本（とその背景にある欧米型国際社会）の

あり方を照射する鏡とするというのが、現在の私の立場です。

すこし脱線してしまいましたが、最近私が考えていることで、今回の報告でお話しできなかったことを一つ話させてください。レジメにも示したように、最近私は近世日本の国家形態を「東アジアの小帝国」、または「日本型小帝国」という風呼んでいます。長く私は近世の国際関係のあり方を「海禁・華夷秩序」で再構築する作業を積み重ねてきましたが、それを踏まえて、最近では「海禁・華夷秩序」を編成原理とする、複数の国家と地域から成る小帝国と呼ぶことにしました。すでに豊見山和行さん、平川新さん、榎森進さんなどがその呼び方を採用されており、私もそれに触発され、このような表現をとることにしました。

実は、当時日本に来ていたヨーロッパ人たちも、日本を「帝国」と呼んでいます。オランダ語で *keizerrijk*、「皇帝 *keizer* の「国」 *rijk*、つまり「帝国」です。ご紹介したケンペルの日本の観察記もシーボルトも、そのように見ていました。例えば神聖ローマ帝国あたりが、そのモデルになっているのでしょうか。19世紀に入ると、日本の蘭学・洋学者たちも、日本を、世界のいくつかの帝国の一つに数えるようになります。

さらに、徳川政権自身が自らのあり方をそのように表現している。例えば1610年の中国の福建の総督に宛てた幕閣の手紙に描かれた、自分たちの国の自画像は、複数の国々と地域を従えた「帝国」に見える、すくなくとも、同政権は明に対して自分がそのような存在であるとアピールしている。この問題は、論理的にも実態としても詰める必要があり、吉村忠典さんの「帝国」という概念についてのお仕事などを手がかりに、さらに検討していきたいと考えております。

小風 ありがとうございます。それでは発表順で私から。質問を本学の加藤さんからいただいています。琉球、台湾、朝鮮の違い。日本の扱い

方について、です。琉球を消滅させる一方、朝鮮は独立させる。なぜ琉球を独立させないのか。台湾についてはどのように扱ったのかというご質問ですが、詳しく説明している時間が全くありませんでした。

なぜ台湾は違うのかということですが、台湾の場合には、日本は台湾をどうこうしようと思っただけではない。台湾出兵は、琉球が日本領であるということを主張する根拠として出兵したのであって、大久保は台湾を領土化しようとは思っていなかったらと思うています。琉球と朝鮮の場合は明らかに歴史的関係が違います。ではなぜ日本は琉球をまず保護国化しやがて併合したのかということですが、実は琉球処分によって沖縄県を設置した後も、中国との間では外交交渉が行われていた。琉球国を復国するというか、もう1回琉球国を復興するという議論が実は中国との間でなされていて、それを主張している中国との間で、その条件をめぐって議論している。もう沖縄県を置いてしまったから琉球国は存在しないと主張する形で、原理的に対立しているわけではない。そこところが明治10年代における日本の中間地帯をめぐる中国との関心との間の議論の展開の上で、非常に面白いポイントだろうと思っています。

ただ日本には日本の理屈があります。琉球はもはや1870年代の段階で独立していくことは無理だというのが日本の主張です。朝鮮の場合は征韓論が終わった後も、朝鮮との間で明治政府と国交は正式に樹立していない。だから、朝鮮との問題でまずクリアされるべき外交課題は、朝鮮との間で対話を始めるということです。琉球の場合はそうではない。だから、外交的環境条件が全く整っていなかった。やがてそれが整ってくると、朝鮮との間での問題が19世紀末ぐらいから、またあらためて起こってくるということだろうと思います。この三つの地域は、連鎖的に同時代的にほぼ同じように問題が起こっているということを申し上げ

ましたけれども、その解決されるプロセスというのは全くそれぞれ違う。抱えている課題が違うということだろうと思っています。

それと、朝鮮との関係で全く説明が足りなかったのですが、朝鮮の条約締結というのは1882年で、アメリカだけが条約を結んだと申しあげました。非常に言葉足らずでありまして。壬午事変という、いわば第1次朝鮮事変の前の段階で、朝鮮は実は国際社会の中において、まだ近代国際法的に言えば認知された条約締結国ではなかったということを言いたかったわけです。その壬午事変の後に欧米列強と条約を結びます。その2年後の1884年に、先ほど申しあげました甲申政変という政変が起きて、日本の政治的影響力というものがほぼなくなってしまふ。壬午事変のときには認知されていなかったものが、甲申政変のときには条約締結国として朝鮮は既に国際的に認知されている。日本の歴史の中でいうと壬午事変と甲申事変って連続的に捉えられるのですが、実は国際的条件からいうと朝鮮をめぐる環境というのが全く違っていたということ、やっぱり強調すべきだと思っていたのですが、後半の所を言い忘れてしまいました。誤解を生じたとしたら大変申し訳なく思っております。

私の言いたかったことは、不平等条約体制を結んだのはもちろん欧米ですけれども、欧米の手でこの不平等条約を解体させるということは実は事実上ほとんど不可能に近かった。それを行うためには、変な言い方ですが日清戦争という戦争が必要であった。その後も不平等条約という名前は続きますが、先ほど古結さんにご指摘いただいたように、19世紀後半の不平等条約と20世紀に入ってから不平等条約は全然質的に違うのです。やっぱり、そのことをしっかり押さえておくということが必要だろう。その意味においては19世紀後半の不平等条約体制というのは、これまで言説で語られているような強大な列強と弱体なアジアという、そういう対比関係ではほとんど説明がつかないよ

うな実態を、歴史の実態としては持っていたって
いうところを強調したかったのは、私の思うところ
であります。私は以上です。

古結 質問をいただいております。同じく加藤さん
から、中朝商民水陸貿易章程は不平等条約なのか
という質問です。これはいわゆる欧米と結ぶ不
平等条約とは異なります。すみません、水陸貿易
章程の具体的な内容を詳細に覚えていないので
すが、中国側に有利な章程でした。その有利性は
不平等条約を締結する他の欧米各国には均霑し
ません。朝鮮が欧米と不平等条約を結ぶ国際的
状況をうまく利用して、中国はそれらと異なる
章程を新たに朝鮮と結んだ、ということを入
力したかったのです。

もう一つ。水陸貿易章程に朝鮮が中国の属邦
であることが明記されているということは、中国
が帝国主義になったのかというご質問です。帝
国主義には資本輸出が顕著な意義を持つ点や、
国民国家である前提が必要なので、属邦を明
記したからといって、中国が帝国主義になっ
たとは言いきれないのではないかと思います。

最後に、レジメにある三つの帝国とは何か
という質問です。大韓帝国の成立のことで
すが、説明し忘れておりました。東アジア
には日本と中国と韓国の三つの帝国が併存
していた時期があるということです。答えに
なっていないかもしれませんが、よろしい
でしょうか。以上です。

季武 ご質問いただいたのは、まず阿部さん
（大正大学）です。国際連盟、ワシントン
体制に対する挑戦が日本・中国にあったと
思われるが、日本が中国における支配を
進めていく中で目指していたのは、東亞
秩序、華夷秩序なのか、それともワシ
ントン体制内の秩序なのか、そもそも華
夷秩序とワシントン体制の違いは。それ
からもう一つは加藤さんですが、国際連
盟の誕生により階層的国際秩序と帝国主
義秩序との関係は移行するのか、

対立するのかというご質問です。どうも
ありがとうございます。

まず始めに、そもそもその階層的国際
秩序というのは何かといえば、単に国家
間に序列というものがあるというだけの
話でして、具体的にどの国が階層の上
位に行くのかどうか、そういうことは
全く関係ない議論になっています。今、
そのワシントン体制という言葉が出て
まいりましたが、ワシントン体制とい
うのは私の今日の理解によりますと、
英米という強国があり、それを頂点
として、日本がその下位に位置するの
かもしれませんけれども、そういう体
制だと思えます。それを日本が受け入
れる、当時は受け入れたわけではな
いけれども、そういう体制を是認する
ようなものです。

そういう意味でいいますと、最初のご
質問ですが、日本が中国における支配
を進めていく中で目指していたのは東
亞秩序、華夷秩序なのか、それとも
ワシントン体制内の秩序なのかとい
うことでありますが、少なくとも侵略
を積極的に進めた側は、華夷秩序的
な発想であったと私は思います。英
米を頂点とするワシントン体制では
なくて、日本が頂点に立つような階
層的国際秩序だろうと思えます。そ
ういう意味でいいますと、華夷秩序
とワシントン体制の違いは、これも
中国ないし日本が上に来るのか、
欧米が上に来るのか、階層という
意味では同じなんです、誰が来るの
かということの違いになるかと思
います。また国際連盟を頂点とする
階層的国際秩序と帝国主義的な国際
秩序、これも別物であると思えます。

一般にベルサイユ条約とワシントン
条約、この二つを併せてベルサイユ・
ワシントン体制と表現しているよう
ですが、今日の私の理解でいいます
と、ベルサイユ条約とワシントン
条約は、水平的か、階層的かとい
う意味で言いますと、全く異質
なものだと思います。ただそのよ
うな異質な二つの原理というのは、
ある意味では古結さんが言った
不平等条約が転換した、あるいは
華夷秩序が転

換したという話もありますが、多分近代においては、そのような二つのものが混在するのが、一般的だったのではないかと思います。ですからベルサイユ条約にしるワシントン条約にしる、これも異質のものが見事にセットになって、この時期、イギリス・アメリカを中心に世界があのように再編成されたということだろうと思います。あまり答えになっていませんけれども、そのように思っております。

小風 ありがとうございます。季武さんが今、ベルサイユ条約とワシントン体制の違いを、水平的と、権利が違う階層的という言葉で説明されました。新説ですね、これ。

季武 珍説？

小風 新だと思えますけど。ものすごく刺激的なおまとめです。私もお話を聞いていて共感するところがあったのですが、これをまとめていくのはかなり大変だなという雰囲気は実はしました。

いかがでしょうか。何か他に質問、あるいは今のレジュメのご説明についてご質問あれば。特にないようでしたら、パネルディスカッションですので、報告者相互のやり取りに進みたいと思いますが、よろしいですか。

実は、それぞれの発表者が何を考えているかということは、事前に一応話し合ったのですが、今日実際に何を報告するかについては、われわれも情報がなかったので、少し議論をしてみたいと思います。

まず荒野さんにお伺いしたいのですが。

中華意識の捉え方。近世の東アジアを理解する上で、非常に重要な意識だと思いますが、これをエスノセントリズムということでご説明されていますね。こういう説明をすると、もっといろいろな歴史事情が、東アジアの、あるいはもう少し広げてアジアの中において、かなりい

ろいろな事例が見いだせるのではないかと思います。その辺についてどう考えられていらっしゃるのかということ、日本型小帝国というか、さきほどは帝国のご説明があり、日本型華夷秩序というような言葉もあったと思うのですが、その辺についてエスノセントリズムという観点からご説明いただけたらお願いしたいです。その辺分らなかったのです。

荒野 取りあえず、今ご質問の趣旨を受け取った範囲でお答えします。中華意識と文化人類学的な概念であるエスノセントリズムとの関係です。中華意識は従来中国特有の政治的でも文化的でもある自己中心的な認識と考えられがちなのですが、それを文化人類学的な概念であるエスノセントリズム（自文化中心主義）の1つと措定してみるということです。その意図は、中華意識あるいは中華秩序などは中国に固有のものと考えられがちですが、それも言説（長い間の思いこみ）の一つにすぎないので、それをある普遍（つまり、人類に共通の自己中心的な心性や文化意識）のなかにおいて相対化することです。例えば近世中期の長崎の天文暦学・地理学者西川如見（1648－1724）は、「中華意識も、お国自慢の一つ」と言い切っています。人が皆自尊意識を持つと同じように、およそ国たるものはどんな国でも「お国自慢」を持っている、というのです。このように、元禄時代頃になれば、中華意識とか中華思想というものも相対化されるようになる。それを支えたのが、日本において成長してきた（日本型の）自己中心的な意識（日本型華夷意識）です。それは日本だけでなく、朝鮮型の、あるいはベトナム型というような形で、中国周辺のそれぞれの国において、それぞれの「華夷意識」が成長してくる。私はそれが近代におけるそれぞれの国のナショナリズムにつながっていくのだろうと思っています。

以上をまとめると、中華意識がいかに特別なもののようには見られがちですが、「鎖国」と呼ば

れてきたものを「海禁」という、東アジアにおける普遍的な置きなおして考えることで研究に新しい局面を開くことができたように、華夷意識や華夷秩序についても、より自由な発想で考え、史料を読むことができるようになるのではないかと思います。それは、近代にいたるまで国家のような高度な社会組織を持つことのなかったアイヌ民族についても、言えることです。彼らも、当然のことながら自尊意識にもとづいた自文化中心の意識は持っていました。そのことを明確に示すエピソードを松平定信が書き留めて、「恐るべし」と評しており、それは定信が鋭い政治感覚の持ち主であったことをよく示しています。

人はそれぞれに自尊意識を持っているように、民族などの人間集団もそれぞれのアイデンティティ（帰属意識）と自尊意識（エスノセントリズム）を持っており、それが政治的経済的に成長して、国家を形成するようになると、自己を中心とした華夷意識にもとづいて階層的な関係（華夷秩序）を作ろうとする。しかしその志向は、隣接する国々や国家形成以前の間集団との間に、互いの関係性をめぐる矛盾や葛藤を生じる。こうして、国際関係が発生する。

以上をまとめれば、それぞれの民族や国家、あるいは帰属意識を共有する人間集団が、その大小・強弱などにかかわらず、それぞれに自尊意識を持ちながら、互いに対峙している。それがいわゆる国際関係の基本構造と私は考えており、国際関係を考える場合にはそのことを前提、および原則とすべきではないか、すくなくとも私はそのように国際関係を扱いたいと考えているわけです。

小風 ありがとうございます。私もそれに触発されて考えたことがあります。華夷秩序は、秩序の中に中心、中華があって、それに対して周辺的な存在がある。先ほど季武さんからご説明があったのですけれども。五族協和の、漢滿蒙蔵回という五族は協和であって水平的な関係ではない

のですよね。漢滿あるいは蒙の一部まではそうかもしれませんが、蔵回については歴史的にどこまで水平であったか。協和はあるかもしれませんが。そういう点からいった場合に、実はその五族協和という考え方自体も、やはりその中に階層的な秩序を組み込んだ場合になる。その場合に五族協和は、清も使いますし、明国も使いますし、満州国も使う。その場合の中心は違うわけですよね。それぞれまた民族がある。変わってくるにしても、五族協和でまとめるのだという意識が、中身が変化しつつも受け継がれていくということ、どう考えられるのかということが一つ。

もう一つは、中心があって周辺があるという考え方について。帝国主義の考え方とよく言いますが、そうなるとうとう中心から見えてしまう。実は周辺そのものを、どういうふうにかたわらうのかという問題が、華夷秩序の中の夷の問題として、同じように存在すると思うのですよね。この夷をどう考えるか。例えば琉球はアイヌとは若干違うというか、夷は華夷秩序の中において夷かもしれませんけれども、歴史的世界の中においては独立した夷なのです。琉球自身は華夷秩序意識を持っていないかもしれないけれども、夷であるということは別に従属しているということの意味しないわけですよね。ある安定した国際秩序の中において、どういう地位を占めるかということが問題になるのであって。その場合に華夷秩序と言ってしまったときに見直される問題があるわけですよね。その点はどうですか。

荒野 まず琉球の話で、小風さんの意見に賛同しながら聞きました。ただ、例えば明治政府が琉球について「日中両属」というふうな言い方をします。私もごく最近までそういうふうに使ってききましたが、最近私は、豊見山和行さんの仕事に学んで、それを研究者がそのまま使っているのだからかと考えるようになりました。

確かに日本や中国から見れば従属させているよ

うに見える。しかし琉球（沖縄）の政府や人々は、どういふふうを考えているかということ考慮に入れないといけないのではないか。それについて豊見山さんが提示しているのは、「唐・大和の御取り合い」を飼い慣らすという表現です。カッコでくくった部分は、沖縄語で「トウ・ヤマトのウトウイエー」と読むらしい。「御取り合い」というのは付き合いという意味で、それを飼い慣らすと琉球の人たちは表現している。つまり、日中間をうまく取りもち、それを存立の基盤としているということで、それは自分たちの仲介によって両者の関係が保たれているということでもあり、そこには従属というよりも明確な主体性の表出が見られます。

それに通底する自意識は、琉球王国が日・中・朝と東南アジア諸国との中継ぎ貿易で活躍した15世紀半ば、琉球のいわゆる「大航海時代」に作成された「万国津梁の鐘」（1458）に見られます。この鐘は首里城正殿に掲げられていたと伝えられ、その銘文は、中国や朝鮮・日本との三国との関係を取りもつことによって繁栄していることを誇らかに謳っています。琉球は島津氏の侵略（1609）によってその属領とされますが、その自意識まで奪われたわけではなかったと言えます。それどころか、その関係を「飼い慣らし」て、自分のために生かしている。それを念頭に置くと、かなりの武力を持っていたはずの琉球王国が、3000余りの島津氏の軍にあっさり降参した理由も、王府なりの計算（主体的な選択）があつてのことではなかったかなどと考えさせられます。

先ほど触れた、定信が「恐るべし」と評した逸話は次のようなもので、同じことを示唆しています。「シャモ」（和人）が、アイヌが藁を粗末にすると厳しく叱りつけたところ、不服そうな態度を見せ、「自分たちにとって藁（米）は大事ではない。あなた方だって、自分たちの食べる鮭の皮を粗末にしている、（その点では）お互い様ではないか」と答えたという話です。定信の「恐るべし」とい

う評価は、恐怖感というよりも、アイヌによって日本的な価値が相対化されていることについての気づきの表現とと思われます。

人と人とのつき合いは、対等が基本です。それぞれの属性によって見かけ上の上下関係がある場合もありますが、人としては対等ということの基本とすべきでしょう。国際関係も同じではないでしょうか。すくなくとも国際関係を研究する場合には、それを前提にしないと真の意味のリアリティを失うのではないかと私は考えています。

例えば、朝鮮は宗主国中国（明・清）に対してもっとも従順な国（属国）と言われがちで、表面的にはそのように見えます。事実朝鮮は多くの時代にそのようにふるまってきました。しかし彼らが内面までそうだったとは、言い切れません。韓国の研究者は、それはことの反面にすぎない、そうしなければ国として存続できないからそうしたにすぎず、そうやって韓国・朝鮮人は今まで生きてきたという自覚というか自負というか、それを強く持っており、表面的な従順さは、むしろしたたかな外交術とそれを支える主体性を評価したいと考えているのではないのでしょうか。

季武 先ほど五族協和は平等ではなく協和だろうという指摘ですが、まさしくその通りだと思います。ここで言っている平等とは、さっき近衛の例もありましたが、我々も平等な待遇を受けたいということ、それから満州国の建国宣言の中でも、その五族は平等の待遇を受けるということです。ですから政治的な平等性というのは、そういう国民としての平等性という意識が強いんだろうと思います。それにしても実際まだ平等ではないのは確かですが、今日は取りあえず、言説ということが問題なので、ここに考えたわけです。しかし、それ以前、もっと前の時代に比べれば、それなりに平等な待遇になっているのかもしれないのですが、それはよく調べないと分かりませんので、今日は言説という点からこのように述べました。

小風 ありがとうございます。今、その追加の質問をしようかと思っていました。というのは今の華夷秩序の夷から見る視点という点で言うと、それが歴史的に健全化したのが、季武さんがおっしゃった民族自決かなと思ったのです。帝国主義というもの、あるいは帝国というものが崩壊したときに、そこで全く解体するわけではなくて、民族という単位の中で自分たちのアイデンティティを、国家という形に結び付けるという動きが出てくる、もしくは外国の一つだというふうにおっしゃられていました。

だいぶレベルが違うかもしれませんが、清が滅んで中華民国になったときに、さっきの漢滿蒙蔵回のうちの蒙蔵回は独立を志向するわけですよね。チベットなんかは独立を宣言したと、いろんなこと言われています。さっきも言いましたが、五族協和は一つの言説であって。その五族のうちの漢は分かりませんが、その他にとってみれば、やっぱり認識からすれば協和とは思っていないのかもしれない。多分そういう意味で20世紀というのは、ヨーロッパで壊れていくのとアジアで壊れていくのとどこかで似たような動きを持っているのではないかとすれば、それは恐らく漢族の中における民族主義みたいなものとも関係するのかな、とも思います。そういう意味でいうと話が飛んでしまっただけで申し訳ないのですが、さっき季武さんが帝国主義と華夷秩序の混在だとおっしゃっていましたが、階層的秩序という意味ではよく似ているのですか。その辺、どうですか。

季武 はい。帝国主義と華夷秩序はそういう意味で言いますと、私のさっきの分類ですと同じになります。その英米を中心とするワシントン体制も、それに入ることになります。

荒野 季武さんにちょっとお伺いしたいです。僕は残念でならないというか、なぜそうなったのだろうと疑問に思うことが一つあります。それは日

本国憲法の成立に関わることなのですが、日本国憲法が施行される1日前に、今で言う外国人登録法に類する法律が出されていますね。それまで五族協和と一緒にやろうよって言ったのを、戦争に負けました、「五族協和」終わりです、あなた方（中国・朝鮮人など）は日本から出て行ってください、ということですね。それまでのことはまるでなかったかのように他民族を排除し、あらためて日本人だけで一致団結し、その象徴として天皇を戴くということで、それが「平和憲法」のもう一つの特徴ではないでしょうか。平和憲法それ自体は守るべきだと私も思いますが、一人前の国家として、近代を通じてやってきたことの歴史的な責任の取り方としては、まずかったのではないかと思います。その点について、伺ってみたいのです。

季武 私は外国人登録法制定に関与していませんので何とも言えないのですが、要するに五族協和を言いだしたのは石原莞爾を中心とするグループで、彼らは東亜連盟という団体をつくるわけですよ。しかし逆に言いますと、東亜連盟は東条英機には随分ならまれて、陸軍の中にも賛否両論みたいな形でした。ですので、ある意味では東亜連盟グループには少し跳ね上がっているところもありまして、全部が全部、五族協和に固まっていたというわけではないということです。ところで、さっきから話題になっています日本型華夷秩序とか、小帝国という話ですけれども、やはり華夷秩序というものをもう少し整理したほうがいいかと思います。荒野さんには、今日古結さんや私が言ったような華夷秩序は、どのように聞かえますでしょうか。

荒野 いや、古結さんに、その点伺いたいなと思っていたのですが。

古結 私は日本型華夷秩序という言葉を使ったの

ですが、荒野先生の使い方とは少し違うという意味で、20世紀的という言葉の頭に付けました。私は宗主権というものを一つキーワードにしました。韓国併合までに桂・タフトの覚書で日本の宗主権がアメリカによって認められているということ。その後、日本が詔書で韓国の皇帝を王族として冊立するので、こういった意味で日本型華夷秩序かなと思って使いました。アメリカによる宗主権の承認という前提もあったので、20世紀的というものを付けて説明致しました。私は韓国併合についての専門家ではないのですが、あくまでもイメージとしてこの言葉を提示しました。説明にならないかもしれません。もう少し考えます。

荒野 私が華夷秩序とかと言っているのは、実際にそういう一種の階層的な、位階制的な関係です。日本の国王が誰かという大問題はあるのですが、私は取りあえず近世の場合は、要するに天皇と将軍の連合体、これが「国王」として王権を分有しているというふうに考えています。その「国王」を頂点として、周辺の国々あるいは民族との位階制的な儀礼関係があり、その位置づけに基づいてそれぞれの関係のあり方、例えば貿易のあり方や漂流民の送還体制など全てが規定されている。私はこの総体を華夷秩序と呼んでいます。それを徳川政権地震が18世紀の終わりから19世紀の初めにかけて、「通信」・「通商」・「撫育」の三つのレベルで理念化するわけです。ただし、その実態（枠組みと内実）は17世紀の30年代から世紀末にかけて、国際情勢の変化に対応しながら整備されます。その際の原理は、日本独自のものというよりも、東アジア国際社会の伝統的に則ったものでした。

小風 季武さん、よろしいですか、それで。

季武 ええ。

小風 じゃあ、私も。まず再編の論理というのは非常に面白いなと思って聞いていました。ちょっと話はずれるかもしれませんが、伝統的華夷秩序は、空間的にどういう特徴を持っているのか、ということが前から気になっていました。それはヨーロッパ的な近代国際法と全然違う空間意識が、そこに存在していたのではないか。20世紀的華夷秩序プラスそれを取り込んだ新しい華夷秩序意識であって、名称は似ているかもしれませんが、質的に違ってきているのではないか。再編という言葉聞いていてちょっと気になったのですが。

どういうことかということ、台湾出兵するときに日本が出兵を正当化する理屈が、台湾の先住民は中国人ではないという理屈なのですよ。それから台湾島の東部については、中国はその前の年に化外の地だと言っている。だから中国領ではないという二つの根拠を持って台湾出兵をしている。逆に言うと、化外という、つまり華夷秩序の外にある地域というのは、華夷秩序から見ると存在しないのとも同様なのです。そこに土地があるから、人が住んでいるから、そういうことは無関係に秩序の中に居るか居ないかということが、やっぱり重要。その秩序に入っていないければ、それは化外の地であり禽獣なわけですよ、人間ではない。その隙間が許されているのが伝統的華夷秩序である。

この問題は、実は尖閣諸島の領有権問題に全く同じ理屈で入っているのです。明治18年の段階で、沖縄県が尖閣列島に日本国の領土であるという標柱を立てる上申を外務省にしています。そのときに井上馨が「まだ時期じゃない」と言っている。なぜ沖縄県がその必要があるかといったら、無人島は無人島なのですが最近あそこで漁業を行っている人がいる、日本人がそこで経済活動を行っている。それを保証するということにおいて、領土であるということを対外的に明言することが重要だというのが、沖縄県の理屈です。ただの無人島であれば領有権は主張しないという理屈にな

る。だから日本ですら、そういうどうでもいいという変な言い方かもしれないけれど、存在しない人や存在しない空間というのが近代においても、意識の中でも残っている。

ヨーロッパではそれは許されないのですよね。どっちが重要かという、近代ヨーロッパの場合ですと土地が重要で、伝統的なアジア社会の中においては人が問題であって、人が居るかどうかということが大事。だから属人的なものの考え方をするのか属地的なもののかという、そういう点が、伝統的なのか近代的なのかを分けるかなり大きな要素になるのではないのかという気がします。

古結 ヨーロッパでは土地が重要ということに関して、一つ思い当たるのは下関条約で初めて土地割譲の条件が入ることです。中国の領土割譲とは言わず、土地割譲と言うのですが、当時、中国に対して日本は領土という言葉を使いませんでした。ですが日本は日本の領土として遼東半島を返還します。先ほど小風先生の説明にあった土地を重視するヨーロッパの概念が、初めての近代戦争の結果である下関条約の土地割譲にもよく表れていることが分かりました。

小風 話しているうちに時間が来てしまいました。どうぞ。

荒野 小風さんの不平等条約の見直しという立場は、僕も賛成です。僕は三谷さんの『ペリー来航』の仕事に大きく感化されました。小風さんも同じような立場で見直そうとされているので、それに共感を覚えた次第です。

実は以前から領事裁判権については、僕なりの考えがあります。小風さんのレジュメで領事裁判権は、異文化接触における軋轢の緩衝装置と位置づけられており、私もまさにそうだったのだろうと考えています。領事裁判権の通説を見ると、

ヨーロッパ人たちは地球上に進出していくときに、まずトルコでこの権利を獲得し、それを徐々にアジア・東アジアにおよぼしていった。

あらためて領事裁判権の内容を見ると、日本においてそれは日本の伝統的な外国人の犯罪者の処罰法と抵触しない、ということに気づかされます。近世においても、日本の場合は法の適用は属人主義です。例えば外国人が日本で法を犯した場合は、原状回復はさせるけれども、処罰はしない。犯罪者が中国人だったら中国に送り返して、その地の法の適用を受けさせる。オランダ人の場合も、同様です。幕末開港後、欧米諸国が領事を置くようになると、本国に送り返す替りに、領事に処罰を任せることになる。例外はもちろんあり、キリシタンは転宗しないかぎり処刑されました。つまり、幕末開港後の領事裁判権には、歴史的前提があったわけです。私がそれに気づいたのは、卒論で「抜荷」（密貿易）を扱った時だから、40年以上も前のことになります。

さらに、もう一つあります。日本に滞在する外国人の処遇、例えば出島のあり方を見てみると、出島のオランダ人は彼らのコミュニティとして自治権を認められていました。オランダ人の中で問題が起きたときは、彼らのなかで委員会を作り、評議して問題を処理し、過失や犯罪がある場合は相当の処罰もしています。彼らは出島町の借家人（大家は、出島築造に出資した長崎町人の後裔で、出島町人と呼ばれ25人いた）という位置づけで、彼らのコミュニティは、大家（出島町人）の代表（出島町乙名）とオランダ通詞の監督下にありました。長崎に来航する「唐船」も、17世紀末に設定された唐人屋敷に収容されたが、その支配のあり方は出島と同じです。

したがって、日米間の条約交渉の際も、領事裁判権については、ほとんど議論がないままに合意されている。日本側と欧米側との間でこの項目について議論した形跡は、すくなくとも僕は見つけられなかったですね。つまり、領事裁判権は幕府

が欧米側に一方的に押しつけられたというよりも、異民族との接点における日本（あるいは東アジアをふくむアジア）の伝統的な問題処理の方式とほとんど齟齬しなかったために、抵抗なく受け入れられたと考えられます。米国をはじめとするヨーロッパ側が素知らぬ顔をして、それを通したことは想像に難くありません。

日本のそういうシステムについては、二つのことが考えられます。一つは日本のいろいろな社会集団の統治の仕方と、来日外国人の統治の仕方と非常に似ていることです。もう一つはイスラム世界から東南アジアまで広がっていた、シャーバンドル制という外国人集団の統治方法（あるいは制度）があり、それとの関連性です。例えばマラッカには色々な民族が雑居しており、それぞれの民族にはその集団ごとに「シャーバンドル」（もともとペルシャ語で、港務長と訳される）と呼ばれる、それぞれの集団の長が現地の政権から任命され、現地政権は彼らを通じて、その集団を管理・統制していました。ヨーロッパ人はアジアに到達するまでの間に、シャーバンドル制を利用しながら現地への安定的な定着を図り、現地政権はその方式をとって異民族集団を管理・統制したと考えられます。

以上2つの要素があいまって、近代の開港場における領事裁判権が形成されたと私は考えています。しかしこれはまだ私の仮設の段階で、領事裁判権とシャーバンドル制の関連性については、この後の重要な検討課題ということにさせていただきます。

小風 ありがとうございました。一言だけ付け加えると、ロシアとの条約は領事裁判権が相互的なのですね。片務的じゃない。だから日本人がロシアで犯罪を犯しても、日本の領事裁判権が発動できるのですよ。これは、ロシアと中国が結んだネルチンスク条約とかキャフタ条約とか、あれも同じく相互的です。だからロシアはヨーロッパで

はなく、アジアなのです。理屈の上の話ですけど。ということで時間が来てしまいました。

荒野 取りあえず、こんなところでしょうか。

小風 どれほど実りのある議論になったかは、ちょっと自分自身よく分からないところもありますが、話している当人たちは非常に楽しく過ごさせていただきました。皆さまはいかがでしたでしょうか。長い間、お付き合いいただきましてありがとうございました。

(了)